

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1

氏名 有限会社佐賀資源開発
代表取締役 山口 政治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和元年（2019年）8月22日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）8月21日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上15種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥（乾電池に限る。）、廃油、廃プラスチック類（ペットボトル、IC基盤及び蛍光管に限る。）、金属くず（IC基盤、蛍光管及び乾電池に限る。）及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（蛍光管に限る。）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐賀県多久市東多久町大字別府1657番1			
産業廃棄物種類物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
廃油	2.0㎡	0.20㎡	0.89m	屋内・コンクリート床
廃プラスチック類（ペットボトルに限る。）	8.0㎡	8.0㎡	1.0m	屋内・コンクリート床
廃プラスチック類及び金属くず（IC基盤に限る。）	2.0㎡	1.0㎡	1.7m	屋内・コンクリート床
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	2.0㎡	0.90㎡	1.2m	屋内・コンクリート床
汚泥及び金属くず（乾電池に限る。）	2.0㎡	1.0㎡	1.7m	屋内・コンクリート床

3. 許可の条件

なし